

1991年10月26日制定
1994年 4月23日改訂①
1999年 3月27日改訂②
2002年 3月31日改訂③
2005年 3月27日改訂④
2012年 3月25日改定⑤
2014年 4月1日改定⑥
2017年 4月1日改訂⑦
2020年10月30日改訂⑧
2021年 3月20日改訂⑨
2022年 3月19日改訂⑩
2025年 3月15日改訂⑪
2026年 3月28日改定⑫

瀋陽日本人会定款

第一章 総 則

第1条 本会は、『瀋陽日本人会』と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦、会員の健全な日常活動の維持向上を図り、並びに日中友好親善をはかることを目的とする。

第3条 1. 本会は、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦を図るための事業
- 2) 会員の健全な日常活動を維持向上するための援助及び便宜の供与
- 3) 会員に対する有益な情報の調査及び提供
- 4) 会員の日常的な事業活動を維持向上するための各種活動
- 5) 地域社会に貢献する事業
- 6) 日本人補習学校の設立、維持、運営の支援
- 7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2. 本会は、営利を目的とする事業及び特定の個人、法人、その他団体の利益を目的とする事業は行わない。

第4条 本会の事務所は理事会が指定した事務局の所在地とする。

第二章 会 員

第5条 1. 本会は、法人正会員、法人準会員、個人正会員、個人準会員、名誉会員により構成する。

2. 本会を構成する会員の区分及び入会資格は以下の通りとする。ただし、ここで定める瀋陽市の周辺地域の範囲については遼寧省内を基本とする。但し（企業の所在地、業態や組織体制、家族構成や国籍等により、）正会員、準会員の区分けが難しい例外に関しては、理事会にて協議して入会区分を決定することとする。

1) 法人正会員

法人正会員とは、本会の目的に賛同する瀋陽市の周辺地域で活動する日系企業及び団体を対象とする。入会にあたっては、法人正会員3社（団体）以上の推薦を受け、理事会での承認を必須とする。なお、当該企業が株式公開企業である場合、法人正会員登録申請時に推薦取得は不要とする。

法人正会員として登録された企業または団体の代表者1名が日本国籍を有する場合は個人正会員として、外国籍を有する場合は個人準会員として登録される。法人正会員企業及び団体に所属する代表者と在籍日本人は年会費を免除され、個人正会員として登録する。さらに個人正会員として本会の各種活動に自由に参加できるものとする。個人正会員としての登録手続きが完了時点からすべての権利を享受できる。なお、その家族（国籍を問わず）は、個人準会員として年会費を免除され、個人準会員として本会の各種活動に自由に参加できるものとする。個人準会員としての登録手続きが完了次第、個人準会員の権利を享受できる。

2) 法人準会員

法人準会員は、本会の目的に賛同する中国系（外資系）企業及び団体、または瀋陽市の周辺地域外で活動する日系企業及び団体を対象とする。入会にあたっては、法人正会員3社（団体）以上の推薦を受け、理事会での承認を必須とする。

法人準会員として登録された企業または団体の代表者若しくは職員の1名が個人準会員として登録できる。なお、個人準会員として登録された代表者若しくは職員1名分の年会費を無料とする。個人準会員登録した場合には、登録した1名限定のみ各種活動に参加できるものとする。

3) 個人正会員

個人正会員とは、瀋陽市の周辺地域に3ヶ月以上連続して居留する18歳以上の日本国籍を有する個人とする。入会に際しては、個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事会の承認が必要とする。ただし、既存の法人正会員である日系企業および団体に所属する在籍日本人については、所属する法人正会員の代表者1名の推薦を必要とする。また、法人代表者については法人会員変更手続きと同時申請することを条件に推薦状は不要とする。

4) 個人準会員

個人準会員とは、3)の要件を有さない個人とする。瀋陽市の周辺地域に在住する外国籍の個人、及び瀋陽市の周辺地域外に居住する日本国籍を有する個人が当該する。入会に際しては、個人正会員の推薦を3名以上受け、かつ理事会の承認を必要とする。

5) 名誉会員

瀋陽日本人会の発展に貢献した（する）、理事会が特別に認めた個人。

3. 会員登録

新規入会は必要書類審査、会費納付確認、理事会承認を経て登録完了となる。一方で継続会員は、総会終了後に設定する会費納付期限内に会費を納入することで会員登録が継続される。なお、期限外の場合は会費納付確認時から当該年度の会員登録完了となる。

第6条 第5条に該当し入会しようとするものは、所定の書類（瀋陽日本人会入会申込書：事務局が保管）により事務局へ申込みを行い、下記の承認を得なければならない。

- 1) 原則として、会長が承認する。
- 2) 下記の者は理事会の承認を得なければならない。
 - ① 入会資格があるにも拘らず、一定期間入会しなかった者
 - ② 入会資格に疑義がある者
 - ③ 過去に退会又は除名となった者
 - ④ 法人準会員、個人準会員として入会を希望する者
- 3) 法人正会員の扱いについては下記とする。

個人正会員を有する、法人正会員としての要件を充足する法人は入会を義務とする。但し、規模が小さい等特別な事情がある場合は、理事会の決議により入会を免除することができる。

第三章 会員の権利及び義務

第7条 各会員の権利義務

会員は、健全な日常活動の維持向上のためのサービス、並びに安全かつ快適な生活のための援助及び便宜供与を受け、且つ地域社会に貢献する義務を負う。また、法人正会員、個人正会員、名誉会員においては、総会に出席し、意見を述べる権利を有す。各会員の権利義務は付表1に示す。

第8条 法人正会員及び法人準会員の権利

(法人正会員) 法人正会員は、法人に所属する代表者及び個人正会員より理事を推薦する権利を有するほか、総会に出席し、意見を述べ、決議に加わる権利を有する。法人正会員の代表者（日本国籍の場合）は、理事会のメンバーとして参加し、本会の運営及び意思決定プロセスに積極的に関与することができる。また、法人正会員の在籍日本人及び関連職員は、本会の活動における各種委員会やイベントの企画運営に従事する権利を有する。

(法人準会員) 法人準会員は、各種情報等 法人に対する支援を受けるほか、法人を対象とする各種活動に参加する権利を有する。

第9条 個人正会員、個人準会員および名誉会員の権利

個人正会員は、理事および会計監査人に推薦される権利を有するほか、総会に出席し、意見を述べ、決議に加わる権利を有する。また、個人正会員、個人準会員、名誉会員は各種情報等、個人に対する支援を受けるほか、個人を対象とする各種活動に参加する権利を有する。

第10条 会員は、この定款並びに総会の議決事項を遵守しなければならない。これに違反し、又会員として必要とされる社会的道義を著しく損なうような行為があった会員は総会の決議により除名することが出来る。

第11条 会費の滞納が一年以上に及ぶ会員は、理事会の決議により退会とする事ができる。

第四章 総会

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年3月に開催し、臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めた時、または会員の5分の1以上の要求があった時に会長がこれを召集する。

第13条 1. 総会の議決権は、法人正会員および個人正会員が保有する。保有する議決権数については付表1に示す。
2. 総会は、出席する法人・個人会員の保有する議決権総数が会員全体の議決権総数の半数以上となる場合（委任状も含む）をもって成立する
3. 総会の決議は、出席する法人・個人会員の保有する議決権総数の過半数の賛成を必要とする。
4. 次にあげる事項の決議は、前項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
1) 会員の除名：但し、会費の滞納による退会の場合はこの限りでない。
2) 理事及び会計監査人の選出
3) 定款の改定
4) 行事計画
5) 解散

第14条 1. 当年度の事業報告及び会計報告は、定期総会の議案としなければならない。
2. 総会に提案する議案は、この定款に定めのある場合のほかは、理事会で定める。

第五章 理事会および会計監査

第15条 理事会は、会長・副会長・理事・会計監査人で構成し、理事会は本会の運営に関する重要事項を提案、審議、決定する。ただし、議題に係る法人正会員、個人正会員及び理事会が委嘱した理事補佐についても、会長の了解のもとで理事会に出席することができる。

第16条 理事及び会計監査人は、法人正会員、個人正会員から理事会が推薦し、総会において選出する。
理事補佐は、法人正会員及び法人準会員、個人正会員及び個人準会員から担当理事が推薦し、理事会において選出する。

第17条 理事会の構成は以下のとおりとする。

理事会の構成		会計監査人
役員		
会長	……1名	会計監査人 ……1名以上
副会長	……5名以内	
理事	……20名以内	
(会長、副会長を含む)		

第18条 各理事会構成員は、次の業務を担当する。

- 1) 会長 ……本会を代表し本会の事務を統括する。
- 2) 副会長 ……会長を補佐し会長不在の時は、その職務を代行する。
- 3) 理事 ……理事会の委嘱により業務を執行する。
- 4) 会計監査人 ……会計監査を行い定期総会でその結果を報告する。

第19条

1. 理事及び会計監査人の任期は1年とし、再任される事ができる。
2. 理事及び会計監査人は、退会もしくは総会の決議により解任された場合その日付をもって辞任する。
3. 理事補佐は、退会もしくは理事会の決議により解任された場合、その日付をもって辞任または解任する。

第20条

1. 理事及び会計監査人が任期途中で辞任し、また解任された場合、後任の理事及び会計監査人は、第16条の規定にかかわらず、理事会の決議により選出する事ができる。
2. 前項における後任の理事及び会計監査人の任期は、前任者の残任期間とする。

第六章 運 営

第21条 本会は、理事会が文化交流活動、商工活動及び総務活動執行機関として、各活動を行う。各活動の運営体制および活動内容は理事会にて決定する。その他、必要に応じて理事会の決議により、本会にその他の組織を置く事ができる。

第22条 理事会は円滑な運営を行うため、理事補佐を必要数設置することが出来る。理事補佐の設置任命は理事会の承認を必須とする。

第23条 本会に事務局を置き、本会の各種事務を運営する。事務局の業務範囲は理事会にて決定する。また、事務局は理事会の決定により、外部に委託することができるものとする。

第七章 入会金、会費及び会計

- 第24条 1. 本会の運営に必要な資金は、会費・商工文化交流行事等の臨時参加費及び寄付による収入から充当する。
2. 会費は、法人正会員、法人準会員、個人正会員、個人準会員から徴収する。金額（年会費）については以下の通りとする。

法人正会員：下表（注1）のとおり、在籍日本人数に応じて決定

法人準会員：1,500 元／社

個人正会員：200 元／人

個人準会員：100 元／人

（注1）法人正会員の会費は毎年4月1日現在の在籍日本人数（ただし、年度途中での入会の場合は、入会時の在籍日本人数）とする。

4月1日現在の在籍日本人数	年会費
0名	2,000元／1法人
1名	3,000元／1法人
2名	4,000元／1法人
3名	5,000元／1法人
4名以上	6,000元／1法人

3. 会費は総会の決議によって、変更する事ができる。
4. 臨時参加費及び寄付は理事会で決める事ができる。
5. 会員に対する慶弔については、理事会の決議に基づき実施する事ができる。
6. 一度納付された会費は、退会などいかなる場合でも返却することはできない。

第25条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 第14条第1項に規定する会計報告には、会計監査人の意見を付さなければならない。会計監査は、1名以上の理事が立ち合いのもと会計監査人が行う。

第八章 定款の改正及び解散

第27条 この定款は、総会の決議により改正する事ができる。

- 第28条 1. 本会は、総会の決議により解散する事ができる。
2. 解散するときは、財産は清算されるものとする。残余財産は、総会又は理事会の決議に従って処理する。

付表1 会員区分と資格条件、参加可能活動

会員区分	入会条件		参加可能な活動					
	所在地(法人) 居住地(個人)	資格条件	文化交流活動	商工活動	総務活動	総会参加	総会議決	理事選出
法人正会員	遼寧省内	法人正会員の推薦を3社以上から受け、理事会が承認した日系企業および団体	○	○	○	○	※1会費に応じた票数	○
法人準会員	遼寧省外	法人正会員の推薦を3社以上から受け、理事会が承認した法人正会員以外の企業および団体	○ (一名のみ)	○	○	—	—	—
個人正会員	遼寧省内	個人正会員の推薦を3名以上受け、理事会が承認した遼寧省内に3か月以上連続して居留する満18歳以上の日本国籍者	○	—	○	○	一名につき一票	○
個人準会員	遼寧省外	個人正会員の推薦を3名以上受け、理事会が承認した個人正会員に該当しない満18歳以上の者	○	—	○	—	—	—
名誉会員	指定なし	瀋陽日本人会の発展に貢献した(する)、理事会が特別に認めた個人。	○	—	○	○	—	—

※1法人正会員の総会議決権は、会費支払い1,000元につき1票を付与する。